

茨城工業高等専門学校労働時間管理規程

令和8年7月22日
制 定

(目的)

第1条 この規程は、茨城工業高等専門学校に勤務する教職員の労働時間を適正に管理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(監督者等)

第2条 校長は、教職員に時間外労働及び休日労働を命ずる権限を委任するため、監督者を置く。

2 校長は、教職員の労働時間及び休暇等を管理する権限を委任するため、労働時間管理者を置く。

3 校長は、前2項に係る事務処理等を行わせるため、労働時間管理補助者を置く。

4 前3項に定める監督者、労働時間管理者及び労働時間管理補助者は、別表に掲げるとおりとする。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、教職員の労働時間管理に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (令和8年7月22日制定)

1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校における労働時間管理者の指定について（平成29年10月2日校長裁定）は、廃止する。

別表（第2条関係）

区分	監督者	労働時間管理者	労働時間管理補助者
教員	校長	所属の系長・部長	人事・労務係長
事務部長	校長		
課長	事務部長		
総務課職員	総務課長		
学生課職員	学生課長		
技術教育支援 センター職員	技術教育支援 センター長	技術長	
非常勤講師	副校長（教務主事）	学生課長	
カウンセラー スクールソーシャル ワーカー	学生健康センター長		